(八)　市町村長は、平成二三年度に課税免除の対象となった区域であって(七)により平成二四年度に課税免除の対象となった区域に該当しない区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額して平成二四年度分の固定資産税及び都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとし、市町村は、平成二四年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二四年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額するものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五五条の二関係）

(九)　市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成二三年五月二日から平成二五年三月三一日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第一五条第一項第一三号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）に対して課する固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第五六条の二関係）

(一〇)　鉄道事業法に規定する鉄道事業者が、平成二三年三月一一日から平成二八年三月三一日までの間に一定の政府の補助を受けて、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した車両等に代わるものと市町村長が認める車両等を取得し、又は東日本大震災により損壊した車両等を改良した場合における当該車両等に対して課する固定資産税の課税標準を一〇年度分その価格の三分の二の額とする特例措置を講ずることとした。（附則第五六条の二関係）

(一一)　解散前の日本国有鉄道清算事業団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者又は解散前の日本鉄道建設公団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者が、平成二三年三月一一日から平成二八年三月三一日までの間に、平成二三年度分の固定資産税について第三四九条の三第二〇項の規定の適用を受けた家屋若しくは償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊したものに代わるものと市町村長が認める家屋若しくは償却資産を取得し、又は平成二三年度分の固定資産税について同項の規定の適用を受けた償却資産で東日本大震災により損壊したものを改良した場合における当該家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準をその価格の四分の一の額とする特例措置を講ずることとした。（附則第五六条の二関係）

4　前記3の(一)から(三)までの改正は津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行することとした。

◇国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（法律第一二一号）（厚生労働省）

一　国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　国庫は、平成二三年度については、三分の一に一〇〇分の三二を加えた率（二において「三六・五パーセント」という。）の国庫負担割合に基づく負担額のほか、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する公債の発行による収入金を活用し、当該額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担することとした。（附則第一四条の二関係）

2　特定年度（所得税法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第一三号）附則第一〇四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革（以下「税制の抜本的な改革」という。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度として、別に法律で定めるものをいう。以下同じ。）の前年度が平成二四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二三年度以前の年度を除く。）の各年度について、三六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずることとした。（附則第一六条の二第一項関係）

3　保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算に関して、次に掲げる事項を行うこととした。（附則第一〇条第一項、第一四条第一項及び第一六条の二第二項関係）

(一)　平成二三年四月から平成二四年三月までの期間に係る保険料免除期間について、保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の二分の一と算定する等の措置を講ずること。

(二)　平成二四年四月からの期間に係る保険料免除期間について、(一)と同様に取り扱われるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

二　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正関係

国家公務員共済組合制度について、一の1及び2の改正に準じた改正を行うこととした。（附則第八条の二及び第八条の三関係）

三　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正関係

私立学校教職員共済制度について、一の1及び2の改正に準じた改正を行うこととした。（附則第二条の二及び第二条の三関係）

四　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正関係

地方公務員共済組合制度について、一の1及び2の改正に準じた改正を行うこととした。（附則第八条の二及び第八条の三関係）

五　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災復興特別区域法（法律第一二二号）（内閣官房）

1　総則

この法律は、東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域の住民の意向が尊重され、地域における創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、東日本大震災復興基本法第一〇条の規定の趣旨にのっとり、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めることにより、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図り、もって同法第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　復興特別区域基本方針（第三条関係）

(一)　政府は、東日本大震災復興基本法の基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針に基づき、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本的な方針（以下「復興特別区域基本方針」という。）を定めなければならないこととした。

(二)　復興特別区域基本方針には、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項、そのために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針、復興推進計画の認定に関する基本的な事項、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画等を定めることとした。